

アイランドシティ・未来フォーラム設置要綱

(設置目的)

第1条 アイランドシティにおける事業の意義や効果、事業推進方策について、行政のみならず、多くの方々と共に考える機運を醸成し、アイランドシティ整備事業に対する市民や企業等の理解、共感を得るとともに、アイランドシティにおける市民の豊かな暮らしを支えるみなとづくりやまちづくりを着実に推進するため、これまでの枠組みに捉われることなく、まちづくりを先導するプロジェクトなどの新たな取り組みについて、様々な立場の方から広く意見をいただくことを目的として「アイランドシティ・未来フォーラム（以下、「未来フォーラム」という。）」を設置する。

(構成員及び組織)

第2条 未来フォーラムは、委員長及び委員（以下、「委員等」という）をもって組織する。

- 2 委員等は、市民、学識経験者及び産業界等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員等の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(運営)

第3条 未来フォーラムは、委員長が必要と認めたとときに招集し、委員長が会議の進行にあたる。

- 2 委員長がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員が委員長代理として会議の進行にあたる。
- 3 委員長が必要と認めたとときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第5条 未来フォーラムの事務局は、福岡市総務企画局企画調整部に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、未来フォーラムの運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成23年7月30日から施行する。